

事 務 連 絡
令和6年8月30日

介護保険サービス事業者 様

輪島市健康福祉部福祉課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料免除の取扱いについて（変更）

日頃より、本市高齢者福祉行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
標記、5月31日付けでお知らせした利用料の免除の取扱いについては、次のとおり変更いたしますのでよろしくお願いいたします。

1. 利用料の免除対象者

- (1) 全壊または大規模半壊、中規模半壊、半壊及び全焼または半焼の損害、もしくは被災者生活再建支援法第2条第2項に規定する長期避難世帯の指定を受けた者
- (2) 能登半島地震により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- (3) 能登半島地震により主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 能登半島地震により主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 能登半島地震により主たる生計維持者が失職し、かつ、現在収入がない者
- (6) 前各号に準じると市長が認める者

※ (6) については、市内のライフラインが未だ復旧途中であることから、当面の間、市内全域の方を対象としていましたが、仮設住宅の建設がほぼ終了することや水道などライフラインの復旧がされていることから10月以降の延長は行いません。

(1)～(5)に該当する場合は、10月以降の期間延長時は対象となります。

(担当)

福祉課長寿支援室
Tel 0768-23-1159
Fax 0768-23-1196